

第 5 1 期

計 算 書 類

令和 4年4月 1日から  
令和 5年3月31日まで

ひびき灘開発株式会社  
代表取締役 古川義彦

# 貸 借 対 照 表

令和 5年3月31日

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
流動資産	11,577,337,057	流動負債	498,315,454
現金及び預金	5,983,015,390	買掛金	168,794,245
売掛金	386,342,348	未払金	77,203,634
販売用土地	3,752,612,820	未払法人税等	187,117,174
仕掛土地	1,449,091,245	未払消費税等	3,808,500
その他	6,275,254	前受金	23,804,846
		賞与引当金	17,002,825
		その他	20,584,230
固定資産	5,886,466,734	固定負債	528,606,698
(有形固定資産)	(3,915,481,967)	退職給付引当金	239,067,247
建物	346,425,061	役員退職慰労引当金	550,000
構築物	1,915,475,598	繰延税金負債	211,132,651
機械及び装置	182,536,520	その他	77,856,800
船舶	1,213,292		
車両運搬具	1	負債合計	1,026,922,152
工具器具備品	11,533,929	純 資 産 の 部	
土地	1,215,824,955	科 目	金 額
建設仮勘定	242,472,611		円
(無形固定資産)	(50,764,511)	株主資本	16,442,210,930
ソフトウェア	27,017,060	資本金	1,365,500,000
その他	23,747,451	利益剰余金	15,076,710,930
(投資その他の資産)	(1,920,220,256)	その他利益剰余金	15,076,710,930
投資有価証券	689,300,001	特定災害防止準備金	762,746,401
関係会社出資金	51,000,000	別途積立金	4,000,000,000
長期貸付金	120,589,566	繰越利益剰余金	10,313,964,529
特定災害防止準備積立金	1,161,490,000	評価・換算差額等	△ 5,329,291
その他	18,430,255	その他有価証券評価差額金	△ 5,329,291
貸倒引当金	△ 120,589,566		
		純資産合計	16,436,881,639
資産合計	17,463,803,791	負債・純資産合計	17,463,803,791

## 損 益 計 算 書

自 令和 4年4月 1日

至 令和 5年3月31日

科 目	金 額	金 額
	円	円
売 上 高		
廃棄物処理収入	3,324,788,716	
販売用土地売上高	83,439,056	
その他事業収入	198,281,192	3,606,508,964
売 上 原 価		
廃棄物処理原価	1,941,801,048	
販売用土地売上原価	58,415,825	
その他事業原価	61,246,018	2,061,462,891
売 上 総 利 益		1,545,046,073
販売費及び一般管理費		355,692,155
営 業 利 益		1,189,353,918
営 業 外 収 益		
受取利息配当金	2,682,011	
有価証券利息	1,365,528	
貸倒引当金戻入益	927,044	
雑 収 益	10,491,252	15,465,835
営 業 外 費 用		
固定資産除却損	3,880,865	
雑 損 失	261,622	4,142,487
経 常 利 益		1,200,677,266
特 別 利 益		
固定資産売却益	136,480,228	
地役権設定益	25,492,702	161,972,930
税引前当期純利益		1,362,650,196
法人税、住民税及び事業税	335,594,249	
法人税等調整額	36,194,330	371,788,579
当 期 純 利 益		990,861,617

## 株主資本等変動計算書

自 令和 4年4月 1日

至 令和 5年3月31日

(単位：円)

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本合計
		その他利益剰余金			利益剰余金合計	
		特定災害防止準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	1,365,500,000	739,921,220	4,000,000,000	9,345,928,093	14,085,849,313	15,451,349,313
当 期 変 動 額						
特定災害防止準備金の積立		22,825,181		△ 22,825,181	—	—
当 期 純 利 益				990,861,617	990,861,617	990,861,617
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	22,825,181	—	968,036,436	990,861,617	990,861,617
当 期 末 残 高	1,365,500,000	762,746,401	4,000,000,000	10,313,964,529	15,076,710,930	16,442,210,930

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当 期 首 残 高	475,929	475,929	15,451,825,242
当 期 変 動 額			
特定災害防止準備金の積立			—
当 期 純 利 益			990,861,617
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△ 5,805,220	△ 5,805,220	△ 5,805,220
当 期 変 動 額 合 計	△ 5,805,220	△ 5,805,220	985,056,397
当 期 末 残 高	△ 5,329,291	△ 5,329,291	16,436,881,639

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社出資金

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産・・・定率法  ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

②無形固定資産・・・定額法  ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金 従業員の賞与の支払いに充てるため、支給見込額のうち当期負担相当額を計上しております。

③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

廃棄物に係る収益は、顧客との廃棄物等の埋立処分に関する委託契約書に基づいて埋立処分の実施を行う履行義務を負っております。当該履行義務は、埋立処分が完了した時点で充足される履行義務であり、廃棄物搬入後、処分完了までの期間は短いことから、搬入した時点で収益を認識しております。

土地販売に係る収益は、顧客との不動産売買契約書に基づいて土地を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、土地が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引き渡し時点において収益を認識しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 有形固定資産の減価償却累計額

3,774,991,989 円

### (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分したものを除く）

短期金銭債務 323,700 円

### (3) 前受金のうち、契約負債の金額

17,715,600 円

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

3,884,400 円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び数

普通株式

2,731,000 株

### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

棚卸資産評価減 238,242,774 円

減損損失 457,661,160 円

減価償却超過額 149,286,862 円

退職給付引当金 72,676,443 円

その他 65,676,066 円

繰延税金資産小計 983,543,305 円

評価性引当額 △861,522,356 円

繰延税金資産合計 122,020,949 円

繰延税金負債

特定災害防止準備金 △333,153,600 円

繰延税金負債合計 △333,153,600 円

繰延税金負債の純額 △211,132,651 円

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産（債券・預金）で運用しております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	689,300,000	689,300,000	—
(2) 長期貸付金（※1）	120,589,566 △120,589,566	—	—
(3) 特定災害防止準備積立金	1,161,490,000	1,161,490,000	—

(※1) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

### (注1) 金融商品の時価の算定方法

「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

#### (1) 投資有価証券

これらの時価について、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

#### (2) 長期貸付金

時価については、財務内容を勘案し、個別に引当金の計上を行っているため、貸倒見積高を控除した金額をもって時価としております。

#### (3) 特定災害防止準備積立金

特定災害防止準備積立金は、廃棄物最終処分場に係る埋立処分終了後における維持管理を適正に行うため、都道府県知事が通知した金銭を独立行政法人環境再生保全機構に積み立てることを義務付けられた維持管理積立金です。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」は当該積立金に利息を付すことを定めており、かつ、積立金自体は埋立処分終了後に維持管理を行う場合等には取り戻すことができることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと判断し、当該帳簿価額によっております。



(注2)

非上場株式（貸借対照表計上額1円）及び関係会社出資金（貸借対照表計上額51,000,000円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができないため、上記時価の注記には含めておりません。

7. 貸貸等不動産に関する注記

(1) 貸貸等不動産の状況に関する事項

当社では、響灘地区において、貸貸用の倉庫及び遊休土地を有しております。

(2) 貸貸等不動産の時価に関する事項

(単位：円)

貸借対照表計上額	時価
1,008,172,185	2,206,745,602

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

主要株主との取引

(単位：円)

種類	名称	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	北九州市	49.06%	響灘廃棄物処分場及び響灘西地区廃棄物処分場での処分に関する契約書に基づく廃棄物の処分	処分料の納入 (注1)	686,386,316	買掛金	108,089,550
				一般廃棄物の埋立処分等業務 (注1)	151,176,055	売掛金	28,023,340
	日本製鉄株式会社	11.79%	埋立処分に関する業務受託	産業廃棄物等の埋立処分業務 (注2)	1,080,822,855	売掛金	139,821,650

(注1) 経費その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が北九州市に対して希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 日本製鉄株式会社との産業廃棄物の埋立処分業務に関する価格は、当社との協議により決定しております。その他取引条件は、当社と関係を有しない他社と同様の条件によっております。

## 9. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 6,018円63銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 362円82銭   |

## 11. その他の注記

(1) 流動資産の「仕掛土地」は、埋立完了後販売可能な状態に至るまでの取得原価を処理する勘定であり、公有水面埋立権の取得価額、廃棄物埋立処分終了時の護岸の未償却残高、地盤改良、道路設置、区画割等の造成に要する費用、その他造成に直接要する人件費その他の経費を処理する勘定であります。

(2) 投資その他の資産の「特定災害防止準備積立金」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、当社が埋立処分の終了までの期間にわたって每期一定額積立を求められる金額を処理する勘定であります。当該積立金の使用については、処分場の維持管理費用である旨の事前申請等、上記法律による一定の要件が定められています。

なお、維持管理積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を「特定災害防止準備金」として積み立てたときは、その積立金は、所得の金額の計算上、損金の額に算入されます（租税特別措置法第56条）。

# 独立監査人の監査報告書

令和5年5月25日

ひびき灘開発株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

下平 雅和

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ひびき灘開発株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査報告書

当監査役会は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について必要に応じて説明を求め、監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(令和3年11月16日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年6月5日

ひびき灘開発株式会社 監査役会

常勤監査役

横山 耕一 ●

監査役

西村 栄一 ●

監査役

吉川 武博 ●

(注) 常勤監査役横山耕一、監査役西村栄一、監査役吉川武博は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。